

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	自立支援医療費受給者証の発行に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、自立支援医療費受給者証の発行に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費受給者証の発行に関する事務
②事務の概要	自立支援医療費受給者証の発行に関する事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う事務である。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する者については、治療期間が長く、医療費負担が高額となることから、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分の補助を行なっている。 1 申請受付事務 (各市町村は、申請された「自立支援医療費支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認と世帯、所得の状況を確認し、精神保健福祉センターに進達する。精神保健福祉センターでは、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、新規及び既認定者のデータ入力を行う。) 2 審査会認定事務 (1回/週に開催される審査会のために、申請区分別に申請書を用意する。審査終了後、審査医より保留・不承認理由の説明を受け、申請者宛通知文を作成。決裁の後、申請者宛通知文は申請者を受け付けた市町村を介して送付する。) 3 医療受給者証発行事務 (承認された申請に対して、受給者番号をシステムを使用して付与。規定の医療受給者証に印刷を行う。医療受給者証は、受付市町村毎に作成した認定内容の一覧表と共に受付市町村に送付する。) 4 統計報告事務(厚生労働省へ衛生行政報告例提出、自立支援医療費受給者の登録管理データの提出 他)
③システムの名称	精神障害者手帳・通院医療管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
通院医療管理データベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ニ、同条第2号ハ、同条第4号ニ、同条第6号ハ、同条第8号ニ、第14条第1号ニ、同条第2号ニ、第19条第1号チ、第27条第1号ロ、同条第2号ロ、第30条第1号ヲ、同条第3号ヲ、第44条第1号チ、第55条第1号及び第59条の2の2第1号ニ [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の108の項、109の項及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第8号ハ、同条第9号ニ、第55条の2、第55条の3第1号ホ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
奈良県精神保健福祉センター	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課 精神保健係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8683 FAX:0742-27-8262

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号タ、第30条第11号及び第44条各号 ※番号法第19条第7号 別表第二の16の項のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報に係る主務省令は未制定 ※番号法第19条第7号 別表第二の116の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条各号 ※番号法第19条第7項 別表第二の109の項及び110の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ル、同条第3号ル、同条第4号、第19条第1号タ、第30条第11号及び第44条各号及び第59条の2第1号ニ [照会側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号及び第55条の2各号 ※番号法第19条第7項 別表第二の110の項に係る主務省令は未制定	事後	根拠法令改正による修正 (法令等の改正による条項等の形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事後に報告)
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健予防課長 前野 孝久	保健予防課長 中井 康純	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成31年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、56の2の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ル、同条第3号ル、同条第4号、第19条第1号タ、第30条第11号、第44条各号及び第59条の2第1号ニ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号及び第55条の2各号 ※番号法第19条第7号 別表第二の110の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、56の2の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ル、同条第3号ル、同条第4号、第19条第1号タ、第30条第11号、第44条各号及び第59条の2第1号ニ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号、第55条の2各号及び第55条の3各号	事後	法令の制定による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県医療政策部保健予防課	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長 中井 康純	疾病対策課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止 請求先	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	奈良県医療政策部保健予防課 精神保健係	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課 精神保健係	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	時点修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	時点修正
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、56の2の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ル、同条第3号ル、同条第4号、第19条第1号タ、第30条第11号、第44条各号及び第59条の2第1号ニ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号、第55条の2各号及び第55条の3各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、56の2の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号、同条第3号、同条第4号、第19条第1号、第30条第12号、第44条各号及び第59条の2第1号ニ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号、第55条の2各号及び第55条の3各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日時点	令和元年12月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日時点	令和元年12月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、56の2の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号、同条第3号、同条第4号、第19条第1号、第30条第12号、第44条各号及び第59条の2第1号ニ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号、第55条の2各号及び第55条の3各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第3号ホ、同条第4号ニ、第12条第1号ニ、同条第2号ハ、同条第4号ニ、同条第6号ハ、同条第8号ニ、第14条第1号ニ、同条第2号ニ、第19条第1号チ、第27条第1号ロ、同条第2号ロ、第30条第12号、第44条第1号チ及び第59条の2第1号ニ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第8号ハ、同条第9号ニ、第55の2条第1号、第55の3条第1号ホ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条第1号二、同条第2号ロ、同条第3号ホ、同条第4号二、第12条第1号二、同条第2号ハ、同条第4号二、同条第6号ハ、同条第8号二、第14条第1号二、同条第2号二、第19条第1号チ、第27条第1号ロ、同条第2号ロ、第30条第12号、第44条第1号チ及び第59条の2第1号二 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第8号ハ、同条第9号二、第55の2条第1号、第55の3条第1号ホ	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号二、同条第2号ハ、同条第4号二、同条第6号ハ、同条第8号二、第14条第1号二、同条第2号二、第19条第1号チ、第27条第1号ロ、同条第2号ロ、第30条第1号ヲ、同条第3号ヲ、第44条第1号チ、第55条第1号及び第59条の2の2第1号二 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の108の項、109の項及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第8号ハ、同条第9号二、第55条の2、第55条の3第1号ホ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告